

湖南広域行政組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、管理者から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和3年3月19日

湖南広域行政組合監査委員 平井文雄

湖南広域行政組合監査委員 立入三千男

【定期監査】

令和2年9月14日告示分

監査対象：東消防署

意見・指摘事項	措置状況等
会計事務取扱いのある2団体のうち、1団体について出納簿を整備すること。また、2団体共、定期的に出納簿残高と通帳残高の照合確認の記録をすること。	指摘のありました会計事務取扱い（野洲市消防団互助会予算）について、出納簿による処理を開始しました。 また、2団体共、定期に出納簿残高と通帳の残高の照合確認を行い、その記録として署長が出納簿に押印しています。
組合において、「準公金取扱要領」や「準公金会計事務処理マニュアル」などを定め、適正な事務の取扱いに努めること。	湖南広域行政組合準公金取扱要領を策定し訓令にて職員に周知しました（令和3年4月1日から施行）。また、管理担当係長会議にて、各所属の担当者に当要領について説明するとともに、要領に基づいた管理をするよう周知しました。